

## 屋外体育施設利用における新型コロナウイルス感染症対策の留意事項 (令和2年6月1日以降)

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、利用者の皆様には下記事項及び「社会体育施設の再開に向けた感染防止予防ガイドライン」をお守りいただきながらご利用くださいますよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

### <施設利用の制限について>

- (1) 各施設の更衣室、シャワー室等の諸室は利用できません。
- (2) 十分な身体的距離（2 m程度）を確保するため、利用に際して人数制限があります。
- (3) 専用利用の場合、1日1団体3時間までの利用になります。
- (4) 大会・練習試合の利用はできません。
- (5) 2週間以内に一部首都圏（埼玉、千葉、東京、神奈川）、北海道を移動した人の利用はできません。
- (6) 施設使用前に、石鹸による手洗いの徹底又はアルコール消毒液による手指の消毒を行ってください。
- (7) 休憩及び荷物置き等では十分な身体的距離（2 m程度）を確保してください。
- (8) 施設内での食事はできません。

### <施設利用にあたっての協力について>

- (1) 移動や休憩中など可能な限りマスクを着用してください。
- (2) 大声を出しての会話等を行わないようにしてください。
- (3) 咳やくしゃみ、発熱など感冒の症状のある人は利用しないでください。
- (4) 手洗い、うがい、咳エチケット、利用前の体温確認等を徹底してください。
- (5) 可能な限り各自で手消毒液等を持参してください。
- (6) 受付時等に住所、氏名、連絡先等を記入いただきます。
- (7) 各競技団体が策定する感染防止に関する指針等に則して使用いただきます。

※上記以外に各貸出施設において、新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る利用制限を別途設定しておりますので、ご理解とご協力をお願いします。

※今後の国・県等の方針や利用状況等により、制限等を変更する場合があります。